

議案第3号

日野町議会会議規則の一部改正について

日野町議会会議規則の一部改正について、地方自治法第120条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成25年1月16日提出

提出者	日野町議会議員	竹永明文
賛成者	日野町議会議員	安達幸博
賛成者	日野町議会議員	中原明
賛成者	日野町議会議員	小谷博徳
賛成者	日野町議会議員	松本利秋

日野町議会会議規則の一部を改正する議会規則

日野町議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 13 章 略</p> <p>第 14 章 <u>公聴会（第 117 条～第 122 条）</u></p> <p>第 15 章 <u>参考人（第 123 条）</u></p> <p>第 16 章 <u>会議録（第 124 条～第 125 条）</u></p> <p>第 17 章 <u>全員協議会（第 126 条）</u></p> <p>第 18 章 <u>議員の派遣（第 127 条）</u></p> <p>第 19 章 <u>補則（第 128 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第 17 条 <u>法第 115 条の 3（（修正の動議）の規定によるものを除くほか、</u>  <u>議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2 人以上の者の発議に</u>  <u>よらなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（所管事務等の調査）</p> <p>第 73 条 略</p> <p>2 <u>議会運営委員会が、法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとする</u>  <u>ときは、前項の規定を準用する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 13 章 略</p> <p>第 14 章 <u>会議録（第 117 条・第 118 条）</u></p> <p>第 15 章 <u>全員協議会（第 119 条）</u></p> <p>第 16 章 <u>議員の派遣（第 120 条）</u></p> <p>第 17 章 <u>補則（第 121 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（修正の動議）</p> <p>第 17 条 <u>法第 115 条の 2（（修正の動議）の規定によるものを除くほ</u>  <u>か、議会が修正の動議を議題とするに当たっては、2 人以上の者の</u>  <u>発議によらなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>（所管事務等の調査）</p> <p>第 73 条 略</p> <p>2 <u>議会運営委員会が、法第 109 条の 2 第 4 項に規定する調査をしよう</u>  <u>とするときは、前項の規定を準用する。</u></p>

## 第14章 公聴会

### (公聴会開催の手続)

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があつたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

### (意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

### (公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

### (公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 121 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 122 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第 15 章 参考人

(参考人)

第 123 条 議会が、法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第 120 条（公述人の発言）、第 121 条（議員と公述人の質疑）及び第 122 条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第 16 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 124 条 略

(会議録署名議員)

第 125 条 略

第 14 章 会議録

(会議録の記載事項)

第 117 条 略

(会議録署名議員)

第 118 条 略

<p>第 17 章 全員協議会</p> <p>(全員協議会) 第 126 条 略</p> <p>第 18 章 議員の派遣</p> <p>(議員の派遣) 第 127 条 略</p> <p>第 19 章 補則</p> <p>(会議規則の疑義) 第 128 条 略</p>	<p>第 15 章 全員協議会</p> <p>(全員協議会) 第 119 条 略</p> <p>第 16 章 議員の派遣</p> <p>(議員の派遣) 第 120 条 略</p> <p>第 17 章 補則</p> <p>(会議規則の疑義) 第 121 条 略</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 73 条第 2 項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条に規定する公布の日から起算して 6 月を越えない範囲において政令で定める日から施行する。